

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課） 95
- 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課） 95
- 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則……（気候変動対策課） 95

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………（情報政策課） 96
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 97
- 道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 97
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 98
- 土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 98
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 100
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課） 105
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 106
- 河川区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 106
- 河川予定地の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 106

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 106

道立衛生研究所告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 107

規 則

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第6号

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成18年北海道規則第160号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 沖縄振興開発金融公庫

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 廃棄物処理法第12条の7第1項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管する場合

別記第1号様式（裏）末尾欄外備考6の事項、別記第2号様式末尾欄外備考3の事項、別記第3号様式末尾欄外備考3の事項、別記第4号様式末尾欄外備考4の事項、別記第6号様式末尾欄外備考4の事項及び別記第7号様式末尾欄外備考4の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式（裏）末尾欄外備考6の事項、別記第2号様式末尾欄外備考3の事項、別記第3号様式末尾欄外備考3の事項、別記第4号様式末尾欄外備考4の事項、別記第6号様式末尾欄外備考4の事項及び別記第7号様式末尾欄外備考4の事項の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

北海道規則第8号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第7条第3項に規定する特定事業者であって、当該特定事業者が」を削り、「（以下）を」（次号及び第26条第2項において）に、「以下同じ」を「次号において同じ」に、「もの」を「者」に改め、同条第2号中「省エネルギー法第19条第2項に規定する特定連鎖化事業者」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。第4号ア、第11条第1号及び第12条第1号において「省エネルギー法」という。）第18条第1項に規定する連鎖化事業者」に、「当該特定連鎖化事業者」を「当該連鎖化事業者」に、「同条第1項」を「同項」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第4号中「第5条第6号から第12号まで」を「第5条第10号から第16号まで」に改める。

第11条第1号中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に改める。

第12条第1号中「第15条第2号」を「第18条第2号」に、「第77条第1項」を「第144条第1項」に改め、同条第2号中「第15条第4号」を「第18条第4号」に改め、同条第3号中「第15条第10号」を「第18条第10号」に改め、同条第4号中「第15条第12号」を「第18条第12号」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第128号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|--------------------|------|
| (1) パーソナルコンピュータの購入 | 460台 |
| (2) パーソナルコンピュータの購入 | 449台 |
| (3) パーソナルコンピュータの購入 | 217台 |
| (4) パーソナルコンピュータの購入 | 146台 |

- | | |
|---------------------|------|
| (5) パーソナルコンピュータの購入 | 356台 |
| (6) パーソナルコンピュータの購入 | 292台 |
| (7) パーソナルコンピュータの購入 | 391台 |
| (8) パーソナルコンピュータの購入 | 16台 |
| (9) パーソナルコンピュータの購入 | 1台 |
| (10) パーソナルコンピュータの購入 | 2台 |

2 落札を決定した日

平成30年12月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(3)及び(7)から(10)まで

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

- (2) 1の(2)及び(4)から(6)まで

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- | | |
|------|-------------|
| (1) | 56,635,200円 |
| (2) | 55,038,420円 |
| (3) | 26,717,040円 |
| (4) | 17,943,984円 |
| (5) | 35,372,160円 |
| (6) | 35,730,288円 |
| (7) | 47,717,640円 |
| (8) | 2,592,000円 |
| (9) | 168,480円 |
| (10) | 283,608円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年11月16日付け北海道告示第737号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第129号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 1台分 一式

2

落札を決定した日

平成30年12月17日

3

落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4

落札金額

3,067円

5

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6

一般競争入札の公告

平成30年11月16日付け北海道告示第738号

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第130号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

落札に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータの購入 290台

(2) パーソナルコンピュータの購入 449台

(3) パーソナルコンピュータの購入 426台

(4) パーソナルコンピュータの購入 235台

(5) パーソナルコンピュータの購入 4台

2

落札を決定した日

平成31年1月22日

3

落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(5)

ア 氏 名 北海道日興通信株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

(2) 1の(2)から(4)まで

ア 氏 名 大丸株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4

落札金額

(1) 36,487,800円

(2) 54,941,436円

(3) 52,081,056円

(4) 28,806,300円

(5) 712,800円

5

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6

一般競争入札の公告

平成30年12月28日付け北海道告示第814号

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（越前東地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成31年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第132号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名

事 業 の 種 類

完 了 年 月 日

西老古美

中山間地域総合整備（農業用排水施設）

平成27. 1.19

同

同（区画整理）

同 29.11.20

大 谷 地

水利施設整備〔排水対策特別型〕（農業用排水施設）

同 30. 1.10

北海道告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北一線の沢川（Ⅱ－42－0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥士別一の沢川（Ⅱ－42－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奥士別二の沢川（Ⅱ－42－0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
登和里の沢川（Ⅱ－42－0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町登和里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
森田裏の沢川（Ⅱ－42－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町茂志利（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
阿部裏の沢川（Ⅱ－42－0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町三栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
壬子橋沢川（Ⅱ－42－0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市朝日町南朝日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大英一の沢川（Ⅱ－42－0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
士別市上士別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 碎石場裏の沢川（Ⅱ－42－0470） (2) 土砂災害警戒区域の表示 士別市温根別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学田二の沢川（Ⅱ－42－0510） (2) 土砂災害警戒区域の表示 士別市西士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学田三の沢川（Ⅲ－42－001） (2) 土砂災害警戒区域の表示 士別市西士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 立岩川（Ⅱ－26－1050） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中歌1の沢（Ⅱ－26－1030） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西村の沢（Ⅱ－26－1010） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 菅野の沢（Ⅱ－26－0910） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常盤川（Ⅰ－26－0160） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠、本陣（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常願寺川（Ⅰ－26－0130） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 笹島の沢川（Ⅰ－26－0120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区上浦、都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 建岩川（Ⅱ－26－0170） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 穴久遠川（Ⅰ－26－0140） (2) 土砂災害警戒区域の表示
---	--

久遠郡せたな町大成区本陣、都（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 荷卸松の沢（Ⅱ－26－0930） (2) 土砂災害警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第135号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成31年2月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 登沢橋の沢川（Ⅱ－42－0200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市朝日町登和里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩尾内の沢川（Ⅱ－42－0210） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市朝日町茂志利（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	田村裏の沢川（Ⅱ－42－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市朝日町三栄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 平尾裏の沢川（Ⅱ－42－0280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市上士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大和牧場地先の沢川（Ⅱ－42－0300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市上士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 集会所裏の沢川（Ⅰ－42－0450） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市温根別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白山の沢川（Ⅱ－42－0480） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市温根別町（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清水牧場裏の沢川（Ⅱ－42－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市南士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 日向スキー場沢川（Ⅱ－42－0520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市多寄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別西士別（Ⅰ－4－68－2211） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市西士別町、南士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別東山2（Ⅰ－4－69－2212） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 朝日2区（Ⅰ－4－70－2213） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市朝日町中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別南士別1（Ⅰ－4－85－3109） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市南士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別34線西6（Ⅰ－4－86－3110） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市多寄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別南士別2（Ⅲ－4－14－573） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市南士別町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 士別東山3（Ⅲ－4－15－574）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 士別市東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北檜山西丹羽（Ⅱ－２－370－1153） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中歌２の沢（Ⅰ－26－1020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西田の沢（Ⅱ－26－1040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦 9（Ⅱ－２－376－1159） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦 7（Ⅱ－２－375－1158） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦 6（Ⅰ－２－582－1620） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦 5（Ⅰ－２－581－1619） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚元浦 4（Ⅰ－２－580－1618） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚元浦3（Ⅱ－2－374－1157）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚元浦2（Ⅱ－2－373－1156）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
瀬棚元浦1（Ⅱ－2－372－1155）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
柴崎の沢（Ⅱ－26－1060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
荒戸の沢（Ⅱ－26－1070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 久遠郡せたな町瀬棚区元浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島沢（Ⅰ－26－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区上浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成本陣2（Ⅰ－2－557－1595）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区本陣、久遠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成本陣1（Ⅰ－2－558－1596）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区本陣、都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成都3（Ⅰ－2－560－1598）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区都（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成都2 (I-2-559-1597) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区都 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成都1 (II-2-354-1137) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区都 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成都1-(1) (II-2-354-1137-1) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区都 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成太田1 (I-2-566-1604) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区太田 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	大成太田 (I-2-567-1605) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区太田 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成上浦4 (I-2-564-1602) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区上浦 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成上浦3 (I-2-561-1599) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区上浦 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成上浦2 (I-2-562-1600) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区上浦、都 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成久遠3-(2) (I-2-554-1592) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠 (次の図のとおり)
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成久遠 3 - (1) (I - 2 - 553 - 1591) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成久遠 2 (I - 2 - 555 - 1593) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成久遠 1 - 1 (I - 2 - 556 - 1594) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区久遠、本陣 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校横の沢 (I - 26 - 0300) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区太田 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北檜山兜野 (II - 2 - 367 - 1150) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区兜野 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東間の沢 (II - 26 - 0900) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区松岡 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大成富磯 1 (II - 2 - 355 - 1138) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町大成区富磯 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第136号 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成31年 2 月 26 日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 河 川 の 名 称 二級河川ウツツ川水系ウツツ川
--	---

2 廃川敷地等が生じた年月日 平成31年 2 月26日 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 天塩郡遠別町字啓明1016番地先から同1014番地先まで 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 6,222.17㎡	北海道知事 高 橋 はるみ 表の2 二級河川ウツツ川の項図面の欄中「第1号図から第3号図まで及び第5号図」を「第1号図の2から第3号図まで及び第5号図」に改める。
北海道告示第137号 昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成31年 2 月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の⑭稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄中10の事項を11の事項とし、6 から 9 までの事項を 7 から10までの事項とし、5 の事項の次に次の1 事項を加える。 6 ノシャップ地区海岸の次の基点①と基点②を結ぶ線、基点②と補点①を結ぶ線、補点①から補点③までの各点を順次に結ぶ線及び基点①と補点③を結ぶ線によって囲まれた区域 基点① 国土交通省国土地理院四等三角点野寒布岬（座標値 X = 161,149.252、Y = - 47,302.535）から方向角348度51分13秒の方向99.620メートルの地点 基点② 基点①から方向角217度48分34秒の方向26.173メートルの地点 補点① 基点②から方向角284度59分59秒の方向121.979メートルの地点 補点② 基点①から方向角341度46分14秒の方向136.688メートルの地点 補点③ 基点①から方向角341度46分29秒の方向36.316メートルの地点	総合振興局告示及び振興局告示 北海道宗谷総合振興局告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年 2 月26日 北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機等の賃貸借その1 2 台及び1 月当たり 46,000枚 (2) 複写機等の賃貸借その2 2 台及び1 月当たり 5,300枚 (3) 複写機等の賃貸借その3 3 台及び1 月当たり 4,800枚 2 落札を決定した日 平成31年 2 月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1)及び(2) ア 氏 名 ノグチ事務機株式会社 イ 住 所 稚内市末広 4 丁目 1 番23号 (2) 1 の(3) ア 氏 名 北海ビジネス株式会社 イ 住 所 稚内市大黒 4 丁目 6 番31号 4 落札金額 (1) 1 の(1) ア 基本料金 月額 64,000円 イ 複写料金 1 枚当たり 3.0円 (2) 1 の(2) ア 基本料金 月額 55,600円 イ 複写料金 1 枚当たり 3.5円 (3) 1 の(3) ア 基本料金 月額 73,500円 イ 複写料金 1 枚当たり 3.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成31年1月8日付け北海道宗谷総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 稚内市末広4丁目2-27

道 立 衛 生 研 究 所 告 示

北海道立衛生研究所告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年2月26日

北海道立衛生研究所長 森 昭 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道立衛生研究所ほか電力需給契約
- (1) 予定契約電力 730 kW
- (2) 予定電力使用量 3,437,900 kWh
- 2 落札を決定した日
平成31年1月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道電力株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 1,319円27銭
- (2) 電力量料金 16円37銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年12月14日付け北海道立衛生研究所告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
-